

# 出張理容・出張美容の手続きについて

理容所・美容所以外の場所で、理容・美容行為を行なう場合(以下「出張業務」という。)には、あらかじめ届出が必要です。

## 1 手続きを始める前に

○ 出張業務は特別な場合にしか行えません(出張業務は以下の場合に限られています)

- ・ 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることが出来ない場合
- ・ 婚礼その他の儀式に参列する場合
- ・ 興行場において、演芸を行う場合
- ・ 社会福祉施設に入所している場合
- ・ そのほか特別に事情があるものとして、あらかじめ承認する場合  
※デイサービス等へ出張業務を行なう場合、あらかじめ承認が必要です



○ 出張業務を行うことができる人は以下に限られています

- ・ 富山県内の理容所・美容所に勤務している理容師・美容師(所属理美容師)
- ・ 理容所・美容所に勤務していない理容師・美容師のうち、携行品を衛生的かつ安全に保管できる専用の保管設備と、適切な洗浄・消毒を行える設備を設けた方(無所属理美容師)

## 2 必要書類等の提出

☆必要なもの

所属理美容師	無所属理美容師
1. 出張理容・出張美容業務届	1. 出張理容・出張美容業務届
	2. 理容師又は美容師免許証の写し
	3. 結核・皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書 (発行後6ヶ月以内のもの)
	4. 携行品(消毒薬、消毒器具、タオルなどの布片、 応急用薬品など)
	5. 器具類の保管及び消毒場所(自宅等の消毒場所の 拠点となる場所)の周囲の地図
(デイサービス等の通所施設に出張する場合)	(デイサービス等の通所施設に出張する場合)
2. 理(美)容所出張営業届出書 理(美)容所の出張業務に関する要請書	6. 理(美)容所出張営業届出書 理(美)容所の出張業務に関する要請書
◎届出書の有効期間は <u>3年以内</u> となっています。	◎届出書の有効期間は <u>1年以内</u> となっています。

## 3 注意事項

- ・ 受領済み印の押印された届出書の写しを交付しますので、出張業務を行う際には必ずこの受領済み印の押印された届出書の写しを携帯してください。また利用者などの求めがあればこれを提示してください。
- ・ 有効期間満了後も引き続き出張業務を行なう場合は、満了する日までに改めて届出をしてください。
- ・ 富山市外の富山県内の施設において出張業務を行う場合には、最寄りの県厚生センターへお問い合わせください。